

【次世代育成支援対策推進法】
社会福祉法人あと会 行動計画

職員が専能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 : 育児休業に関する規定の整備、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項の周知

〈対策〉

- 令和5年4月～ 関係規程は整備済であり、その周知・徹底及び育児休業取扱通知による労働条件等の周知を図る。

目標2 : 希望する職員に対する職務や勤務地等を制限する取扱いの実施

〈対策〉

- 令和5年4月～ 職員が取得している専門資格による職務内容の決定、職員の居住地を考慮した勤務場所の選定等について引き続き努めていく。

目標3 : 出産や子育てによる退職者についての再雇用を促進する取組

〈対策〉

- 令和5年4月～ 退職予定職員と面談を実施し、退職後の状況変化に応じて再雇用の対象とすることについて説明しておく。

目標4 : 職員の雇用環境整備の観点から、常勤と非常勤間の転換等、個々の職員の状況に沿った働き方に対応する取組

〈対応〉

- 令和5年4月～ 定期的に職員との面談を実施し、常勤・非常勤の転換の希望等を把握して、適切に対応する。